

ADK ユニオン 慶弔見舞金及び特別慰労支給規定

(通 則)

第 1 条 慶弔見舞金及び特別慰労については、この規定の定めるところによる。

(種 類)

第 2 条 慶弔見舞金及び特別慰労は次の 7 種類とする。

1. 結婚祝金
2. 出産祝金
3. 組織員弔慰金
4. 家族弔慰金
5. 傷病見舞金
6. 災害見舞金
7. 特別慰労

(結 婚 祝 金)

第 3 条

1. 組合員が結婚する場合には、祝金として 30,000 円を贈る。
2. 初婚、再婚にかかわらず、いずれも 1 回限りとする。
3. 組合員相互の結婚には双方に贈る。
4. 組合員が結婚のため、会社を退職する場合にも贈る。

(出 産 祝 金)

第 4 条

1. 組合員及び組合員の配偶者が、子女を出産した場合には祝金として 10,000 円を贈る。
2. 出産毎に贈る。
3. 双生児以上の出産については出生児数に応じて贈る。
4. 死産及び生後 10 日以内に死亡した場合はこの限りでなく、別途弔慰金を贈る。

(組合員弔慰金)

第 5 条

1. 組合員が死亡した時は、その遺族に対して弔慰金として 30,000 円を贈る。弔慰金は組合員が適当と認めた遺族に対して贈る。
2. 他に 20,000 円以内の供花または供花料を贈る。

(家族弔慰金)

第6条

1. 組合員の家族が死亡した時は、家族弔慰金として配偶者の場合は20,000円を贈る。
2. 一親等の家族(父・母・子女)には10,000円を贈る。
3. 配偶者及び一親等の家族には、他に20,000円以内の供花または供花料を贈る。
4. 扶養義務のある二親等以内の家族には10,000円を贈る。
5. 弔慰金を受ける組合員が二人以上あるときは、その主な者に贈る。

(傷病見舞金)

第7条

1. 組合員が業務上の事由に因らない同一の傷病での欠勤が連続7日以上30日以内の場合は、見舞金として10,000円を贈る。
2. 上記条件で欠勤が31日以上継続する場合は180日を限度に、見舞金として1日に付き200円を贈る。
尚、連続して20日以上欠勤した者が出勤し、再び同一の傷病で欠勤した場合は、その出勤が1か月に満たない時は前後の欠勤は連続するものと見なす。
傷病見舞金を受けた者が、欠勤180日に至らずに退職した場合は、その時点で支給を停止する。

(災害見舞金)

第8条

天災地変その他により組合員の住居が罹災し、損害を受けた時は、その程度や事情により最低10,000円から最高30,000円の範囲で見舞金を贈ることがある。

(特別慰労)

第9条

組合員がADKユニオン規約第三章第6条の3に於いて、その資格を失った場合には、執行委員会で討議、承認を経て、特別慰労として20,000円相当の金品を贈る。

(届出)

第10条

1. 慶弔見舞金はいずれも事由発生後30日以内に関係者の届出により贈る。
2. 災害見舞金については、それを証明する書類を添付して届出なければならない。
3. 届出先はADKユニオン執行委員会とする。

付 則

以上に該当しないもので、必要に応じて執行委員会で討議、承認を経て、支給する事ができる。

ADK ユニオン・慶弔見舞金支給規定(抜粋)

種類	内訳	金額	備考
結婚祝金	本人	30,000 円	1. 組合員相互の結婚には双方に支給。 2. 初、再婚にかかわらず1回限りとする。 3. 組合員の結婚による退職にも支給。
出産祝金		10,000 円	1. 本人及び配偶者の出産に支給。 2. 出産ごとに支給。 3. 双生児以上の場合は出生児数に応じて支給。 4. 死産または生後 10 日以内に死亡した時は、別途弔慰金を支給。
組合員弔慰金	本人	30,000 円	他に 20, 000 円以内の供花または供花料を支給。
家族弔慰金	配偶者	20,000 円	他に 20, 000 円以内の供花または供花料を } 支給。 弔慰金を受ける組合員が2名以上の場合は1件のみとする。
	一親等	6,000 円	
	扶養義務のある二親等	10,000 円	
傷病見舞金			1. 傷病による欠勤が連続7日以上 30 日以内の時は 10, 000 円を支給。 2. 31 日以上欠勤が続く場合は 180 日を限度に1日に付き 200 円を支給。 3. 連続して 20 日以上欠勤し、再び同一の傷病で欠勤した場合その出勤が1か月未満に限り、連続した欠勤とみなす。
災害見舞金			天災地変その他により住居か罹災し損害を受けた時は、その程度や事情により 10,000 円から 30,000 円の範囲で贈ることがある。